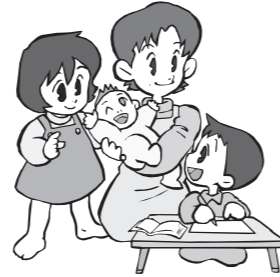


手当の額

全部支給	月額	41,430円
一部支給	月額	9,780円～41,420円

児童が2人の場合は、上記金額に5,000円を加算、3人目からは児童1人増すごとに3,000円ずつ加算されます。

手当額は、物価変動などの要因により改定される場合があります。



所得の制限があります

請求者および扶養義務者などの前年の所得に応じ、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給区分（全部支給・一部支給・全部停止）が決まります。

請求者（児童を監護している父または母および養育者）および同居している扶養義務者など（請求者の親や兄弟など）の所得により手当が全部支給停止となる場合があります。

手当を受けるための手続き

役場健康福祉課で請求の手続きをしてください。県知事の認定を受けることにより手当が支給されます。

認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月から支給され、4月、8月、12月（原則として各月とも11日）の3回、支払月の前月分までの分が、指定した金融機関の口座へ振り込まれます。

所得制限限度額表

扶養親族などの数	請求者（本人）			扶養義務者 孤児などの養育者 配偶者
	全部支給	一部支給	全部支給停止	全部支給停止
0人	190,000円未満	190,000円～ 1,920,000円未満	1,920,000円以上	2,360,000円以上
1人	570,000円未満	570,000円～ 2,300,000円未満	2,300,000円以上	2,740,000円以上
2人	950,000円未満	950,000円～ 2,680,000円未満	2,680,000円以上	3,120,000円以上
3人	1,330,000円未満	1,330,000円～ 3,060,000円未満	3,060,000円以上	3,500,000円以上
4人以上	以下380,000円ずつ加算			

※請求者が父または母の場合は、児童の父または母から受け取った養育費の8割の額が所得に算入されます。

児童扶養手当のお知らせ

健康福祉課福祉係 ☎028 (677) 1112

児童扶養手当は、父母の離婚、父母の死亡などで父または母と生計を同じくしていない児童や、父母が重度の障害の状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給される手当です。

※平成24年8月1日から、父または母が裁判所からのDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童が支給対象になりました。



手当を受けられる人

日本国内に住所があって、次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日まで（政令に定める程度の障害を有する児童は20歳未満）の児童を監護している父または母、または父母に代わって児童を養育している人が手当を受けることができます。

※外国人も支給対象になります。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める重度の障害の状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで出産した児童
- ・父母ともに不明である児童

手当を受けられない場合

- 父または母および養育者が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）の給付を受けることができる場合
- 父または母が婚姻している場合（この婚姻には、婚姻の届け出をしていないが生活を共にしているなどの事実上の婚姻関係にある場合も含まれます。独身の男性または女性と同居している場合は事実上の婚姻関係とみなされる場合があります）
- 児童が次の項目に該当する場合
 - ・父または母の死亡について支給される遺族年金または遺族補償を受けることができる場合
 - ・父または母に支給される障害年金の額の加算の対象となっている場合
 - ・児童福祉施設などに入所した場合と、里親に委託された場合（児童養護施設・障害児施設など）
 - ・児童が父または母と生計同一の場合（父または母が政令に定める程度の障害の状態にある場合を除きます）
 - ・児童が父または母の配偶者に養育されている場合（その人が政令に定める程度の障害の状態にある場合を除きます）
- 平成15年4月1日において支給要件に該当してからすでに5年を経過している場合（父子家庭は除きます）